

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和元年10月11日

(平成30年度決算)

(土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和元年10月11日（金曜日）

午後0時58分開議

午後2時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第25号 平成30年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第30号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第31号 平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第32号 平成30年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第37号 平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（13人）

- 委員長 溝口 幸治
- 副委員長 内野 幸喜
- 委員 城下 広作
- 委員 吉永 和世
- 委員 西 聖一
- 委員 山口 裕
- 委員 増永 慎一郎
- 委員 濱田 大造
- 委員 橋口 海平
- 委員 楠本 千秋
- 委員 岩本 浩治
- 委員 末松 直洋
- 委員 吉田 孝平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 宮部 静夫

総括審議員

兼河川港湾局長 永松 義敬

政策審議監 藤本 正浩

道路都市局長 村上 義幸

建築住宅局長 上妻 清人

監理課長 野崎 真司

用地対策課長 馬場 一也

土木技術管理課長 勝又 成也

道路整備課長 亀崎 直隆

道路保全課長 吉ヶ嶋 雅純

首席審議員

兼都市計画課長 坂井 秀一

下水環境課長 渡辺 哲也

河川課長 竹田 尚史

港湾課長 松永 清文

砂防課長 中山 雅晴

建築課長 松野 秀利

営繕課長 小路 永守

住宅課長 原井 正

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 瀬戸 浩一

会計課長 村上 勲

監査委員事務局職員出席者

局長心得 松永 正伸

監査監 石川 修

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫

議事課主幹 千羽 正裕

午後0時58分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、土木部の審査を行うこととしてお

ります。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 それでは、お許しを得ましたので、着座にて御説明をさせていただきます。

平成30年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部局の共通事項として御指摘ありました「未収金の解消については、関係部局において、厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」についてでございます。

未収金の解消につきましては、交渉や資産調査等により債務者の状況を的確に把握し、分納誓約書の徴取など、その状況に応じた未収金対策に取り組んでおります。

また、土木部未収金対策連絡会議を平成27年度に設置いたしまして、関係課間で取り組み事例等を情報交換し、回収方策の共有化を行うなど、未収金対策を強化し、その解消に努めているところでございます。

財源の確保及び負担の公平性の観点から、今後も引き続き、未収金の解消にしっかりと取り組んでまいります。

次に、土木部関係で1件御指摘がありました。

「河川及び港湾関係事業の繰越理由の多くが、地元漁協など関係機関との調整に不測の日数を要したためということであるが、工事に係る協賛金の取り扱いについて農林水産部と連携して取り組むなど、関係する漁業協同組合、請負業者及び発注者間の良好な関係づくりに努め、事業の円滑化を図ること。」についてでございます。

これにつきましては、内水面に影響を及ぼす工事を実施する際に、発注者の責務として、受注者が円滑に施工できるよう、関係漁協に対し、工事着手前に工事内容を説明するとともに、着手後においても必要に応じて施工に関する調整を行うなど、農林水産部と連携し、対応してまいります。

続きまして、土木部の平成30年度決算の概要を決算特別委員会説明資料の1ページ、平成30年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入についてですが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が760億6,000万円余、不納欠損額は156万円余でございます。不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料となっております。

また、収入未済額は、3億1,500万円余となっております。主なものは、海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差320億2,700万円余は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてですが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が1,474億6,000万円余、翌年度繰越額は592億200万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、工事の施工に伴い発生した関係者との協議調整に時間を要したことなどにより工期が不足し、や

むを得ず令和元年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は、53億7,000万円余となっており、その主な理由は、国費予算の内示減による事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

以上、平成30年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

土木部の定期監査においては、港湾課、住宅課において指摘がございました。その内容と対応につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

まず、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから4ページにかけて、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入がございしますが、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして、2,285万2,000円の不用額を生じておりますが、主に熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして、1,388万1,000円の不用額を生じております。この不用額の主なものとしましては、建設産業若手技能者雇用促進事業費等の補助金申請件数が見込みより少なかったことによる補助金の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業について、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の1ページ目をお願いいたします。

監理課の繰越事業は、土木部の政策調整予算を活用して建築課で実施しております、みんなの家利活用構想計画の業務委託において140万4,000円でございます。これは、応急仮設住宅団地内に整備されましたみんなの家について、具体的な利活用方針を宇土市、甲佐町においてモデル的に検討するものでございます。

昨年度、業務を進めていく上で、市町村から、入居されている被災者の住宅再建の状況を考慮するとともに、仮設住宅の撤去、集約の時期を見きわめながら、利活用の検討を進めるべきという意見がございました。それを踏まえ、仮設住宅の撤去、集約時期が、めどが立ったのが3月上旬となりましたもので、検討に着手したことから、やむを得ず次年度への繰り越しを行ったものでございます。

監理課の説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

決算の概要について説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

上段の使用料及び手数料、下段の諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

なお、下段の諸収入で、予算に対し、収入済み額に432万7,000円の減額が生じたのは、備考欄に記載のとおり、収用委員会におきまして、鑑定等を要する裁決が見込みより少なかったためでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木総務費で760万7,000円の不用額が生じ

ております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続に係る鑑定料等の執行残、事業認定事務費等の執行残、合わせてでございます。

続きまして、説明資料9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入です。

上段の財産収入、下段の県債について、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

上段の財産収入は、特別会計で先行取得した用地分の一般会計への売り払い収入で、実績により、予算額に対し、6,713万1,000円の増額となっております。

下段の県債につきまして、下から2段目の国庫補助道路用地先行取得事業では、繰越措置に伴い、最下段の国庫補助街路用地先行取得事業では、用地取得の実績に伴います減額で、資金調達が不要となった分、予算額に対し、合計で11億9,400万円の減額となっております。

次に、説明資料10ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

土木費のうち、上段から2段目、道路新設改良費につきましては、歳入でも触れましたが、4億6,400万円の繰り越しが生じております。繰り越しにつきましては、後ほど説明をいたします。

また、上から3段目の街路事業費で7億3,000万円の不用額が生じております。これは、県道熊本高森線の4車線化の用地取得を加速化するため、一般会計の事業、約23億円と合わせまして、約30億円の予算を確保して取り組みましたが、昨年度の用地取得等の契約実績が約23億円であり、一般会計での対応ができたため、事業費を県債により調達する特別会計での執行が不要となったものでございます。

なお、補償物件等の補償概算額を提示の

上、年度末まで交渉を継続し、先方の契約承諾の際、即時に対応できるように、2月の減額補正を見送ったものでございます。

以上が特別会計の歳入歳出でございます。

続きまして、繰越事業に関しまして、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の2ページをお願いいたします。

令和元年度への明許繰り越しは、用地先行取得事業特別会計の1カ所、本渡道路で、繰越額は4億6,400万円でございます。

繰り越しの理由としましては、用地補償等の契約をした建物移転に不測の日数を要し、年度内に移転が完了しなかったため、前払い金を支払った残額などを次年度へ繰り越したものでございます。

なお、9月末時点で、進捗状況は、約9割が移転完了となっております。

用地対策課の説明は終わります。

よろしくをお願いいたします。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

決算について御説明いたします。

委員会説明資料の11ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

1段目の財産収入及び4段目の諸収入ともに、不納欠損額、収入未済額はございません。財産収入は、調定額及び収入済み額ともに、1,442万5,000円でございます。これは、建設技術センター等からの家屋及び土地の貸付料収入でございます。諸収入は、調定額、収入済み額ともに、46万2,000円です。これは、工事進行管理システム費に関する企業局からの負担金でございます。

続きまして、支出について御説明いたします。

資料の12ページをお願いいたします。

土木総務費におきまして、145万7,000円の不用額が生じております。主な理由は、CA

LS/EC事業及び公共工物品質向上対策事業等に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の3ページをお願いいたします。

CALS/EC事業費で231万7,000円を繰り越しております。繰り越しの理由といたしましては、土木工事標準積算基準の改定に伴い、想定外のシステム改修を実施することとなり、仕様の決定に不測の時間を要し、繰り越したものでございます。

なお、この業務は、9月30日に完了いたしております。

以上で土木技術管理課の説明終わります。

よろしくをお願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

まず、決算につきまして御説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

表の1段目をお願いします。

土木費負担額ですが、予算額に対し、3,102万1,000円の減となっております。これは、主に地域道路改築費負担金の事業費確定に伴うものでございます。

4段目の土木費国庫補助金でございますが、予算額に対し、69億4,787万8,000円の減となっております。これは、主に社会資本整備総合交付金の繰り越し及び事業費確定などに伴うものでございます。

次に、14ページをお願いします。

上から2段目の諸収入でございますが、予算額に対し、288万円の減となっております。これは、主に道路関係受託事業収入の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は、109万2,000円でございます。これは、職員給与費の執行残などによるものでございます。

16ページでございます。

1段目の道路新設改良費の不用額は、8億1,137万5,000円でございます。これは、地域道路改築費及び道路施設保全改築費（橋りょう補修分）の事業費確定による執行残などによるものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しまして、附属資料で説明いたします。

道路整備課につきましては、附属資料の4ページから66ページまで記載しておりますが、65ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰り越しの合計は、最下段のとおり291カ所で、令和元年度への繰越額は127億5,078万円でございます。そのうち、2月補正分が59カ所で、繰越額は29億3,400万2,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、交通管理者など関係機関との協議調整や工法の検討、協議及び用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、66ページをお願いします。

道路整備課の事故繰越の合計は3カ所で、繰越額は2億6,051万5,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、熊本地震の影響により、労務者の手配調整や資材の入手難等で不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

なお、この3カ所については、現時点では、全て完了いたしております。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

決算につきまして御説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

18ページをお願いいたします。

1段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はございませんが、収入未済額が1,000円となっております。なお、現在は収入済みとなっております。この内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

4段目の国庫支出金につきましては、予算額に対しまして、34億3,729万9,000円の減となっております。これは、最下段に記載のとおり、工事の繰り越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

3段目の雑入でございます。

予算に対しまして、1,331万3,000円の増となっております。これは、通信事業者の未許可物件が判明し、道路占用料相当額がふえたことによるものでございます。

また、不納欠損額が3万7,000円でございます。この内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の787万4,000円の主な理由は、道路管理事業における道路賠償責任保険の入札残等によるものでございます。

3段目の道路維持費の不用額2,146万8,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策費等の執行残によるものでござい

ます。

22ページをお願いいたします。

道路新設改良費の不用額9億3,027万7,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の67ページから111ページまでに記載しておりますけれども、まず、110ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰り越しの合計は、394カ所の77億5,364万2,000円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議や計画の策定、工法の選択に当たりまして、不測の日数を要したこと等によりまして、やむを得ず繰り越したものでございます。事業については順調に進んでおりまして、年度内に完了する予定でございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。

道路保全課の事故繰りの合計は、1カ所、547万2,000円でございます。繰り越しの理由は、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。なお、現在は完了しております。

続きまして、収入未済額について御説明いたします。

附属資料の187ページをお願いいたします。

道路占用料で1件、1,000円の収入未済額がありますが、理由といたしましては、相手との一時連絡不通等によりまして、収入未済となっていたものでございます。なお、現在は収入済みとなっております。

続きまして、不納欠損額について御説明い

たします。

附属資料の196ページをお願いいたします。

これは、平成26年に発生した工事請負契約解除に伴う違約金で、これまで電話、訪問などにより催告や財産調査を行ってまいりましたが、資産もなく、消滅時効の期間の3年間が経過し、債務者が時効援用の意思を示したことから、不納欠損処分を行ったものでございます。

最後に、県有財産の処分状況につきましては、附属資料の200ページの一覧表のとおりでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、決算につきまして御説明いたします。

歳入につきましては、説明資料の23ページから26ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものについて御説明いたします。

23ページをお願いします。

分担金及び負担金でございますが、23ページの上から5段目の鉄道高架化事業費負担金が、予算現額に対し、5,599万9,000円の減となっております。これは、令和元年度への繰り越しに伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、24ページの下から2段目の社会資本整備総合交付金が、予算現額に対し、31億7,905万9,000円の減となっております。これは、令和元年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、25ページをお願いします。

繰入金でございますが、25ページ最下段の緑の基金繰入金が、予算現額に対して、285万4,000円の減となっております。これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

上から4段目の景観整備費の不用額729万4,000円は、緑化景観対策事業並びに民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

最上段、都市計画総務費の不用額626万7,000円は、主に屋外広告物対策推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

29ページをお願いします。

上から2段目の街路事業費の不用額1億6,182万円は、街路整備事業費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の112ページから118ページに記載しております。

118ページをお願いします。

明許繰り越しの都市計画課計は、最下段のおり26カ所で令和元年度への繰越額は、57億2,710万7,000円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議調整や家屋に係る補償交渉に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

す。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の31ページをお願いいたします。

31ページから33ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

31ページ2段目の国庫支出金ですが、予算額に対して8,907万3,000円の減となっておりますのは、3段目の市町村都市災害復旧指導監督事務費負担金、32ページ3段目の農山漁村地域整備交付金の繰り越しに伴うものなどでございます。

続きまして、34ページから37ページまでが一般会計の歳出でございます。

34ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費の不用額208万4,000円は、主に生活排水対策総合促進事業の執行残によるものでございます。

同じく34ページ、最下段の環境整備費の不用額4,918万円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

2段目の都市災害復旧費の不用額558万9,000円は、事業費の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

38ページから41ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

38ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金ですが、予算額に対して1,731万7,000円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算額に対して3億5,494万5,000円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴う

ものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

1段目の県債ですが、予算額に対して1億3,900万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越し等に伴うものでございます。

続きまして、42ページから44ページまでは、流域下水道事業特別会計の歳出でございます。

42ページをお願いいたします。

1段目の流域下水道費の不用額2,315万3,000円は、主に流域下水道の維持管理事業の執行残によるものでございます。

一般会計、流域下水道事業特別会計の歳入歳出の説明は以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の119ページをお願いいたします。

119ページから123ページまでが下水環境課における繰越事業でございます。

119ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきましては、119ページ最下段のとおり、8,316万1,000円の繰り越しとなっております。これは、漁業集落排水施設整備事業費で、改築更新機器の機種選定に当たり不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、123ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計につきましては、123ページの最下段のとおり、合計で17カ所、6億2,715万9,000円の繰り越しとなっております。

主なものとしたしましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業に係る国の補正予算によるもの、また、八代北部流域下水道の処理場中央監視制御設備改築更新工事における改築更新機器の機種選定に当たり不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

なお、一般会計、流域下水道事業特別会計における繰越事業につきましては、全て令和元年度内に完了予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。  
よろしくお願いたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

まず、決算について御説明いたします。  
資料の45ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、下から2段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額が54万9,000円、収入未済額が313万6,000円となっております。それぞれの内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、47ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済み額との比較で112億3,591万1,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものです。

次に、50ページをお願いします。

1段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億495万8,000円となっております。これにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の53ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきまして、4,360万3,000円の不用額が生じています。これは、主に河川管理費、国直轄事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

資料の54ページをお願いいたします。

河川改良費につきまして、2億545万9,000円の不用額が生じています。これは、主に入

札に伴う執行残と河川等災害関連事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

次に、55ページの最下段の土木災害復旧費で9億3,072万8,000円の不用額が生じています。その内訳は、資料56ページの1段目、河川等補助災害復旧費及び2段目の河川等単県災害復旧費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入歳出決算に関しての説明となります。

続きまして、附属資料を説明させていただきます。

まず、繰越事業に関して説明させていただきます。

明許繰り越しにつきましては、附属資料の124ページから146ページに掲載しております。

146ページの最下段の合計欄をごらんください。

河川課の明許繰り越しの合計は、576カ所、147億2,533万6,000円となっております。主な理由としまして、工法選択や関係機関との協議、相続による用地買収のおくれ及び工事増加に伴う労務者や建設資機材等の不足など、その調整や手配等に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきまして、資料の147ページから149ページに掲載しております。

149ページ最下段の合計欄をごらんください。

河川課の事故繰越の合計は、133カ所、52億3,079万8,000円となっております。主な理由としまして、工事増加に伴い、建設資機材や労務者等が不足し、その調達や調整に時間を要したことにより、平成30年度中に契約はできたものの、工事の施工期間に不足が生じたため、次年度へ事故繰越したものです。

なお、現在までの進捗率が低い事業につきましても、早期執行に努め、一日でも早い事

業の完成を目指し、予算の執行に取り組んでまいります。

続きまして、収入未済額について説明させていただきます

附属説明資料の188ページをごらんください。

平成30年度収入未済に関する調べの1段目、河川敷占用料で73万3,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で3億495万8,000円の収入未済が生じております。

これらの理由につきましては、次のページ、189ページの下の方、平成30年度収入未済額の状況をごらんください。

まず、1段目の河川敷占用料の計20件の収入未済の理由としましては、生活困窮によるものが4件、所在不明によるものが1件、督促等を行ったが、非協力的によるものが13件、その他で本人死亡によるものが2件となっております。

なお、現在までに、非協力的13件のうち、11件は納付済みとなっております。

次に、2段目の土石採取料のその他の1件の収入未済の理由としましては、会社代表者死亡によるものです。3段目の雑入、海砂利超過採取に係る過料及び4段目の海砂利採取不当利得、どちらも計5件で、それぞれ同一の債務者によるものです。収入未済の理由としまして、その他に5件かかげておりますが、会社代表者死亡によるものが2件、会社経営不振によるものが3件となっております。占用料等の使用料の未収金につきましては、これまで、出先機関とも連携しながら、徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向け、納入指導等に取り組んでまいります。

また、過料等の雑入の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過

料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、平成30年度末までに1,900万円余が納付されている状況です。

いずれの事業者も、経営状況が厳しく、また、財産調査の結果でも全額の納付が可能な状況ではありませんでした。徴収が難しい状況ではありますが、今後も引き続き、定期的に事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

次に、不納欠損額につきまして、附属資料の197ページをごらんください。

使用料の不納欠損額として、土石採取料で54万9,000円が生じております。理由としましては、平成24年度の土石採取料についての時効期間満了による債権消滅によるものでございます。

最後に、県有財産の処分につきまして、附属資料の201ページの一覧表に掲げております。

以上で河川課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

まず、先ほど監理課長からお話がございました監査結果指摘事項につきまして御説明いたします。

お手元の資料のうち、監査結果指摘事項という表題のA4の縦版2枚の資料をお願いいたします。1枚目が港湾課、2枚目が住宅課となります。

港湾課に関する指摘事項は、1、港湾占用料の過徴収についてでございます。その内容としましては、「港湾占用料について、消費税を非課税とすべきところ誤って徴収している事案が285件発生している。出先機関及び関係市町に対して制度の周知を行うなど再発防止策を講じること。」でございます。

まず、事案の概要でございますが、港湾占用料につきましては、占用期間が1カ月以上の場合、消費税法に基づく県の条例で消費

税が非課税となりますが、そのことについて、港湾課から関係出先機関や関係市町への周知徹底などが不足していたため、一部機関において、非課税分に係る過徴収が発生したものです。

次に、対応状況でございますが、港湾占用料の返還が必要な該当者に対し、臨戸訪問し、謝罪した上で返還手続を開始しまして、9月26日までに過徴収分の返還を完了いたしました。

再発防止に向けて、まず、7月23日に、関係出先機関及び関係市町を集めた会議を開催し、事案の説明と再発防止の徹底を依頼しました。

加えて、徴収チェックリストの作成や出先機関などにおける異動時の引き継ぎのシステム化、そして、毎年度の研修の実施により再発防止の徹底を図ります。

続きまして、決算の概要について御説明いたします。

説明資料の57ページをお願いいたします。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明いたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

最上段の分担金及び負担金は、港湾事業に伴う市町村負担金で、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、予算現額と収入済み額との比較の538万8,000円の減につきましては、事業費確定によるものです。

下から3段目の使用料及び手数料において、20万7,000円の収入未済額があります。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次、58ページをお願いいたします。

最上段の国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はありますが、予算現額と収入済み額

との比較の8億4,732万9,000円の減につきましては、繰り越しに伴うものです。

59ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、繰越金に不納欠損額、収入未済額はありません。

続いて、60ページをお願いします。

諸収入に不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、予算現額と収入済み額との比較の8,728万3,000円の増につきましては、過年度分に係る災害復旧費国庫負担金の増などによるものです。

61ページをお願いいたします。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

上から2段目の港湾管理費で377万6,000円の不用額、最下段の港湾建設費で1億391万4,000円の不用額が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

62ページをお願いいたします。

最上段の空港管理費で778万3,000円の不用額、3段目の港湾補助災害復旧費で3,350万7,000円の不用額が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

63ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

最上段の使用料及び手数料におきまして、27万5,000円の収入未済額がございます。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

上から4段目からの国庫支出金、財産収入、繰入金に不納欠損額、収入未済額はありません。

64ページをお願いいたします。

上から2段目の諸収入において、127万3,000円の収入未済額がございます。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の県債に不納欠損額、収入未済額は

ございません。

65ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳出について御説明いたします。

上から2段目の施設管理費につきまして、1,729万5,000円の不用額、上から4段目の公債費につきまして、10万円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

66ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

67ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出について御説明いたします。

熊本港臨海用地造成事業費で389万7,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上で一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料を御説明いたします。

まず、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の150ページから157ページが港湾課に係る繰越事業でございます。

156ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰り越しは、51カ所、22億4,404万5,000円で、理由としましては、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどでございます。

157ページをお願いいたします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰り越しは、3カ所、1億5,204万3,000円で、理由としましては、関係者との協議に不測の日数を要したことなどでございます。

以上のとおり、記載はございませんが、一般会計及び港湾整備事業特別会計を合わせて

54カ所、23億9,608万8,000円を今年度へ明許繰り越しをしております。

191ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済につきまして御説明いたします。

一般会計では、最上段のとおり、使用料のうち、港湾区域占用料で20万7,000円の収入未済額があり、理由は、申請者の生活困窮、申請者死亡のためで、対象は2者です。最下段の未収金対策のとおり、関係者の自宅訪問に取り組んでおり、うち1者については、分納中でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計では、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で27万5,000円の収入未済額があり、理由は、申請者の業績不振のためで、対象は1者です。

また、2段目の諸収入の雑入で127万3,000円の収入未済額があり、理由は、債務者の業績不振のためで、対象は2者です。

193ページをお願いいたします。

重要港湾使用料の1者につきましては、分納誓約書による納付指導を継続中です。

雑入の2者のうち、1者につきましては、分納誓約書による納付指導を継続中です。もう1者につきましては、会社が解散しており、財産や事業を再開する見込みがないため、徴収停止中です。今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

以上で港湾課の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の68ページをお願いします。

まず、歳入について御説明申し上げますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

下から2段目の国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で43億7,275万円の減となっておりますのは、社会資本整備総合交付金や砂防激甚災害特別緊急事業費補助など、令和元年度への繰り越しによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料の71ページをお願いいたします。

上から3段目の砂防費につきまして、不用額が6億7,898万3,000円生じております。主な理由は、事業費確定に伴う執行残並びに関連する他事業のおくれにより事業が執行できず、不用が生じたものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料をお願いします。

附属資料の158ページから178ページにかけて、平成30年度の明許繰り越しを記載しております。

178ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、令和元年度への明許繰り越しは、合計で142カ所、62億6,650万5,000円でございます。繰り越しの主な理由としましては、工事用用地の取得や工事の施工に伴う工事用資材などの運搬路の選択などに当たり、地元との調整が難航し、不測の日数を要したなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、附属資料の179ページから181ページにかけて、平成30年度の事故繰越を記載しております。

181ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように令和元年度への事故繰越は、合計で11カ所、21億3,045万5,000円でございます。事故繰越の主な理由としましては、工事着手後、工事進入路について振動対策措置が必要となり、対策検討に不測の日数を要したなどにより、やむ

を得ず次年度へ事故繰越したものでございます。

住民の安全確保のため、一日でも早い完成を目指して、予算執行に取り組んでまいります。

以上で砂防課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○松野建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の73ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

74ページをお願いします。

2段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対して1,728万1,000円の減となっております。これは、4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越し及び事業費確定に伴う減が主な理由となっております。

次に、76ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額4,616万1,000円につきましては、主に住宅耐震化支援事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で説明申し上げます。

建築課につきましては、附属資料の182ページから183ページに記載しております。

183ページの最下段のとおり、建築課の令和元年度への繰り越しの合計は、5,105万円でございます。

繰り越しの主なものとしましては、まず、182ページ1段目に記載している建築物防災対策推進事業費で、水俣市と阿蘇市において、要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成を行っておりますが、設計内容の確定等に時間を要したため、やむなく繰り越しを行ったものでございます。

次に、6段目にあります危険ブロック塀等安全確保支援事業費でございますが、通学路等の危険なブロック塀等の撤去に係る市町村への支援を行っております。市町村における補助事業の開始が年度後半になったため、やむなく繰り越しを行ったものでございます。

建築課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○小路永営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の77ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

国庫支出金、繰越金及び諸収入がございしますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、78ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

土木総務費の不用額2,927万6,000円につきましては、主に県営施設の改修等にかかわる工事請負費や設計管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

附属資料の184ページをお願いいたします。

営繕課の令和元年度への繰り越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で4カ所、合計3億15万9,000円となっておりますが、関係機関との協議等に不測の日数を要したことなど、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

営繕課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○原井住宅課長 住宅課でございます。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査において指摘事項がございますので、御説明いたします。

お手元の資料の監査結果指摘事項の2枚目をお願いいたします。

住宅課に関する指摘事項は、2、委託契約の事務処理についてでございます。

内容は、「県営住宅管理システム保守及び改修業務について、契約手続を行わないまま業者に業務を執行させ、翌年度に支払手続を行っている。業務進行管理について組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。」でございます。

事案の概要について御説明します。

今回の事案は、県営住宅の入居や家賃収入などを管理するための県営住宅管理システムの保守業務及び同システムを改元に対応させるための改修業務について、契約を交わさないうまま、口頭やメールなどの打ち合わせに基づき業者に業務を執行させていたもので、年度終了後に、契約締結や支払いに関する処理が行われていないことが判明しました。

原因としましては、本件業務の担当者が処理案件を多く抱えていたことから、本契約に係る事務処理を怠り、一連の決裁処理を放置していましたが、管理監督者は、この状況に気づいておりませんでした。

対応状況につきましては、予算に計上したソフト事業について進行管理表を作成し、担当者、班長の間で処理状況を共有し、管理監督者によるチェックを強化することで再発防止を徹底してまいります。

次に、決算について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、説明資料の79ページをお願いいたします。

最上段の使用料及び手数料ですが、調定額22億1,058万5,000円に対し、収入済み額が22億399万8,000円、不納欠損額が97万6,000円、収入未済額が561万円となっております。

使用料の内訳として、3段目に県営住宅使用料、4段目に駐車場などの県営住宅用地使用料を記載しております。

不納欠損と収入未済の状況につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

す。

80ページをお願いいたします。

最上段の国庫支出金ですが、予算現額に対し、1億9,619万7,000円の減となっております。これは、3段目の社会資本整備総合交付金の繰り越し及び事業費確定に伴う減が主な理由となっております。

次に、82ページをお願いいたします。

3段目の災害公営住宅整備事業受託事業収入ですが、予算現額に対し、1億5,424万9,000円の減となっております。これは、事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

83ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費の中ほどの不用額3,717万円につきましては、公営住宅維持修繕費の執行残、訴訟に係る訴訟費用の執行残などです。

3段目の住宅建設費の不用額3億9,926万5,000円につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残、災害公営住宅整備受託事業の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

84ページをお願いいたします。

2段目の住宅災害復旧費の不用額2,024万9,000円につきましては、県営住宅災害復旧事業費の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明します。

住宅課の明許繰り越しにつきましては、185ページから186ページに記載しております。

186ページをお願いいたします。

186ページの最下段に記載のとおり、令和元年度への繰越額の合計は4億2,695万円でございます。

主な理由としましては、公営住宅維持補修費や公営住宅ストック総合改善事業費におい

て、基本計画の策定、変更などの検討に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

続きまして、収入未済の状況につきまして御説明いたします。

194ページをお願いいたします。

1の平成30年度歳入決算の状況の1段目の県営住宅使用料ですが、収入未済額が548万7,000円、2段目の県営住宅用地使用料ですが、収入未済額が12万3,000円生じております。これは、県営住宅入居者の方が収入の低下などにより生活困窮の度合いが増し、収入未済となったケースや既に県営住宅を退去した方々の滞納が主な原因です。

2の収入未済額の過去3カ年の推移ですが、県営住宅使用料、県営住宅用地使用料ともに年々減少しております。

195ページをお願いいたします。

平成30年度の未収金対策を記載しております。

県営住宅使用料について、入居者対策としましては、③の職員による電話催告や分納指導、④の3カ月以上の滞納者への催告及び当該催告に応じない滞納者の連帯保証人への通知などを重点的に取り組んでおります。また、退去者対策としましては、④の分納誓約の実施を重点的に取り組んでいます。これらの取り組みにより、収入未済額は年々減少しており、一定の成果があったと考えております。

引き続き、さまざまな事情を抱える入居者の方々の話をお聞きし、場合によっては、減免制度を利用するなどの配慮も行いながら、歳入確保及び公平性の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

198ページをお願いいたします。

県営住宅使用料に不納欠損額が計80万1,000円でございます。理由としましては、消

減時効完成による債権消滅でございます。

199ページをお願いいたします。

県営住宅用地使用料に不納欠損額が17万4,000円でございます。これも、消滅時効完成による債権消滅でございます。

以上で住宅課の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

私からいいですか。みんな考えている間にちょっと。

昨年の指摘事項で、河川及び港湾関係事業の繰り越しなどの多くが地元漁協などというこのくだりが、先ほど説明がありましたけれども、実は、昨年、私、決算委員会で、私の質疑応答を通してやりとりをする中で、最終的に指摘事項に加えようと思って指摘をしたんですね。指摘事項の中に入れてわけです。私が質疑をしたので、よく覚えているんですが、そのときのこの附属資料の中には、いわゆる——この、きょうは関係機関と書いてありますが、ここに漁業組合を初め関係機関とか、そうでない場合は地元との協議とかというふうに書いてあったので、この資料を見て、私も、この資料や日ごろの活動の中で、やっぱり多いんだなということで質疑をさせていただいたんですね。

きょういただいた資料でいくと、これは、関係機関となって、もう漁業組合なんか一切出てこないんですよ。これは、去年、私が質疑をしたから、もう漁業組合とのトラブルがなくなって、もうないから関係機関になっているのか、それとも、質疑をやる中で、漁業組合とわざわざ書いてたので、目についたから、もう関係機関の中に入れてしまっただけに見えるようにしてしまったのか、そこはどういうふうには私は理解したらいいのかなと思っ

て。この表記の仕方ですね。去年は、間違いなく漁業組合という言葉がたくさん躍ったんですよ。だから私は質疑したんだけど、ことしは一切出てこないということは、これはどういうふうな理由でこういう書き方をされたのか。

○藤本政策審議監 確かに、昨年度は、漁協との協議というのが出てまいりましたが、実は、ちょっと各課調べましたところ、表現がかなりばらばらでございまして、漁協を書いていたところ、漁協だったけれども書いてないところ、単に関係機関と書いていたところ、それぞればらばらだったものですから、今回は、このような表現にそろえたということで、それを伏せたということではございません。実態としては、それぞれ事情があることは間違いなくて、漁協があることも多分あるとは思っております。そこを今回はそろえたということで御理解いただければと思います。

○溝口幸治委員長 じゃあ、昨年度に比べて、今年度はそういう漁業組合とかとの関係の件数というか、そういうのはどういう傾向なのかというのは調べていらっしゃるんですか。

○藤本政策審議監 漁協との協議の結果、繰り越しがふえたかどうかという正確な数字は把握はしておりません。

○溝口幸治委員長 本来、昨年指摘があったので——いやいや、隠すのであればですね、隠すのであれば、やっぱりそこまできちっとやっとなないと、いや、まさに漁協と行政機関との関係そのものの何かやり方なんですね。結局、不都合ないろいろなことが出てきたときには、いやいや、それは行政は関係ありません、民民ですからと言ってやってきた

姿勢そのものが、実は、私が去年指摘をして、こういう書き方になるところに見え隠れするような気がして、私が邪気を回しているのかもしれませんが、まさにそういうふうなやりとりが長年続いてきて、知らないふりをしてきて、わかっているのに知らないふりをしてきた結果が今積み重なって、漁業組合等との行政の関係、あるいは建設業との関係の構図をつくってきたわけですよ。

もう去年から表に出たわけですから、こうやって。初めて県議会の中の公の席で話が上がったわけですね。それまでは、みんな、それはやってはいけないものだとしてきたわけですよ、お互い、わかりながら。けど、そういう時代ではなくなったので表に出たのに、何となくこういう書き方をされると、あ、執行部とのそういう関係というのは、やっぱりそういうふうな扱いをするのかなと思ってしまうので、そのあたりはきちっと、去年指摘があったんだから、漁協との協議でどうなった、こういう結果になったというのは、きちっとわかるような形で我々の決算委員会には出していただく、あるいは日ごろの常任委員会等々でも出していくという姿勢が皆さん方にないと、絶対改善できませんよ。

きょう、私、この資料を見て、つくづくそう感じたので、もうこれ以上やりませんが、そういう思いを私が持っておりますので、また指摘事項とか、先生方と意見を交わす中でこの件はやっていきたいと思っておりますけれども、何か関連して、どなたか、委員の方、御発言があれば受け付けますけれども、関連なければ、もうこれはこれで終わりたいと思います。——いいですか。

ほかにございませんか。

○西聖一委員 住宅課のほうにお尋ねいたします。

県営住宅の未収というか、不納欠損も、減ってきてますけれども、残って出てきている

ようですけれども、生活困窮者の方がおられて、現時点でもう明らかに家賃が払えないような方で、まだ居住されている方というのはどれくらいいらっしゃるんですか。

○原井住宅課長 済みません、数は正確にはしてないんですが、そういう方は、生活扶助対策とか、そちらに相談いただいて対応はしております。あと、家賃の減免になるかどうか、そういう打ち合わせ、本人からの申し出とかいうのはやりとりをしております。

○西聖一委員 借地借家法で住んでいるほうが今強いわけですけれども、それは、県としては出ていくようにお願いをしている、減免も、もちろん本人に有利になるようにしてはいらっしゃると思うんですけれども、出てもらうようにしているのか、やっぱり借り主のほうに居座るといえるのか、そういう例もやっぱりあるんでしょうか。

○原井住宅課長 そういう例はほとんどないと思います。

出ていってもらうというか、先ほど言いました減免措置とか、それで、ただ、滞納が、ちょっと言葉悪いんですが、悪質とか、そういうふうになりましたら、裁判、訴訟を起こしまして、明け渡し請求を行うこととなります。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○西聖一委員 もう1点いいですか。

あと、今度は道路保全課になるかと思えますけれども、車道、車の沿線に緑化推進で木を植えていらっしゃると思います。最近、スポーツ大会があるからよく見ていると、すごく伐採をしてくれているなどという感じを受けているんですけれども、非常に雑草だったり、そういうもう木が大木になって、住民か

らは、かなり切ってくれという要望は多いと思うんですけども、そこら辺の対応は今後どういうふうになっていくのかなと、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○吉ヶ嶋道路保全課長 単県道路景観整備事業ということで、今委員御指摘、今集中的にやっていますのは、1つは、今現在行われております国際スポーツ大会でのおもてなし関係ということで、通常の道路美化とあわせて重点的にやっているところでございます。

取り組み内容といたしましては、今委員ございましたけれども、道路植栽の改善でありましたり、あと、防草対策でありましたり、倒木事故関係のための老朽化した街路樹等の更新等を行っているところでございます。

私ども道路管理者としましては、やはり安全で円滑な道路交通の確保を進めるというようなことで、もちろん沿道景観の向上を今後も進めていくということで、非常に大事な今後もやっていくべきことというふうに認識しているところでございます。

○西聖一委員 要望で、インバウンド対策で海外からも今度いっぱい来られるようになっていきますし、通常の道路であっても、この苦役というか、道路沿線の方が作業するような労力もだんだん減ってきたので、お金はかかると思うんですけども、できるだけそういうメンテナンスとか景観費用にしっかり予算を確保していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 土木部は、非常に予算額が大きいんですけども、私の認識としては、予算というのは単年度決算主義でやっていくというのが行政だと思うんですが、課によっては予算額の7割近く、もう半分以上の予算

が次年度の繰越額になってまして、これは、地震というのがあったから、イレギュラーな状態としてこういう状態が続いているのか、もしくはこれがもう常態化していると考えたほうがいいのかというその辺、どう捉えているのか教えてください。

○野崎監理課長 地震も大きな要因ではございます。補正予算等、地震に関連して措置されておりますので、その関係も非常に大きい状況にはなっております。

ただ、補正予算に限らず、土木部関連の予算で明許繰り越しというのは、毎年一定の額は出ているのは現状でございます。今回、一番大きい要因は、地震関連というのは間違いなく大きゅうございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 地震から3年半たつんですが、一般の行政のことはよくわからない人から見れば、ちょっと見積もりというのが甘いんではないかなとも受け取られかねないと思うんですね。こういう状態があるとしたら、何年ぐらい続くと考えればよろしいんでしょうか。

○野崎監理課長 地震関連で、例えば、事故繰り等多額に発生するのは、土木部におきましては、今年度はもう事故繰りを出さないという気持ちでやっております。

繰越事業に関しましては、例えば、国土強靱化におきまして、昨年は2月の補正でいただいておりますので、来年度は、一定額繰り越しが出てくるのかなというふうには見込んでおるところでございます。

○溝口幸治委員長 いいですか。

ほかにございませんか。——よろしいですか。

済みません、さっき言った、去年指摘し

て、その辺についてお答えはあったんだけど、数字から見るとお答えがあってないので、また、今度指摘事項に加える方向で、ちょっと皆さん方と検討させていただきたいと思います。

質疑がなければ、これで終わりたいと思いますけれども、いいですか、質疑。

なければ、これで土木部の審査を終了いたします。

今回の第6回委員会は、10月21日月曜日午前10時に開会し、午前に警察本部、出納局、各種委員会、午後に商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長